

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

森 町

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 濁川地域（濁川、三岱）

#### (1) 現況

本地域は、市街地より北西 1.5 km に位置するカルデラ盆地であり、稲作を中心に温泉熱を利用した施設野菜を経営している。体質の強い低コスト農業と高収益型の農業体系が確立されているが、近年は後継者不足による地域の戸数の減少により担い手への農地の集積が進み、農道や用水施設の管理が大きな負担となっている。

#### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 駒ヶ岳地域（駒ヶ岳、赤井川）

#### (1) 現況

本地域は、5 号線に沿って東側の一部は大型の圃場に整備、利用されており、転作の定着と合わせた低コストの水田農業が確立されている。西側は牧草を含めた畑として利用されている。

今後、農業者の高齢化や廃業等により農地の遊休化が懸念されるため、農地の利用集積等の推進を図り優良な生産基盤の確保と農地の効率的利用を推進していく。

#### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進するとともに、併せて同項第 3 号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 森中央地域（富士見町、鳥崎町、栗ヶ丘、霞台、上台町、森川町、姫川、白川、尾白内町、常盤町、東森町、栄町）

(1) 現況

本地域は、国営総合土地改良事業で整備されたかん水施設の活用により、野菜と畑作物を中心とした畑地帯であり、なかでもカボチャは「みやこカボチャ」としてブランド化されている。今後はより高度な栽培技術等の普及導入を図り、効率的な農地利用を進めていく。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	濁川地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	駒ヶ岳地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	森町中央地域	法第3条第3項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし